

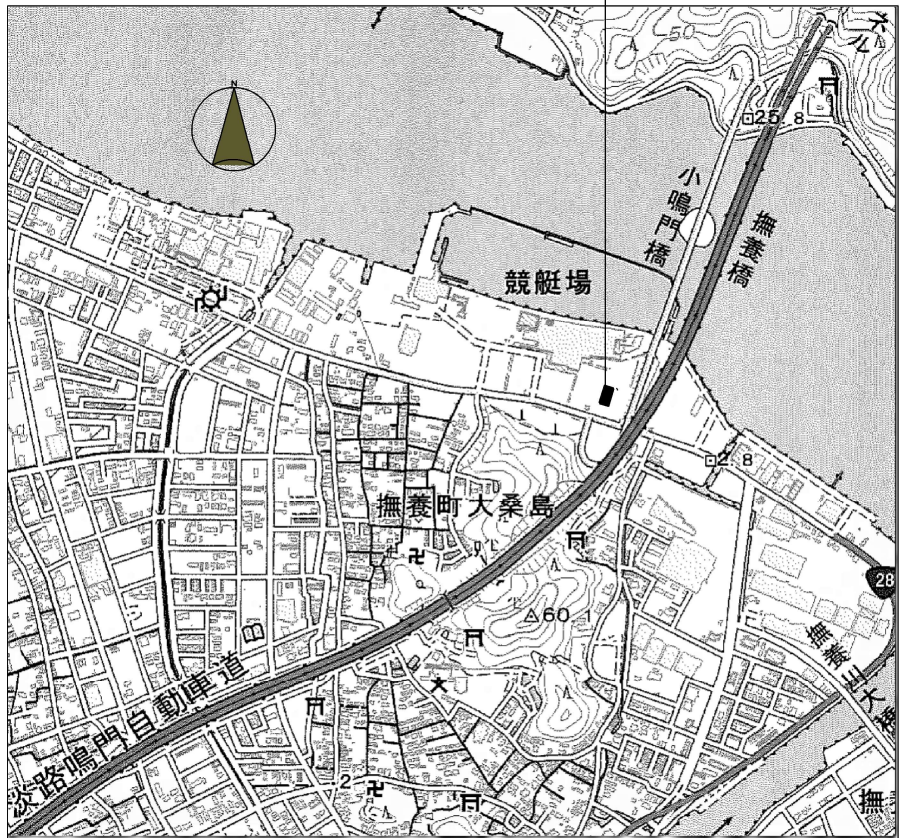
サイクルステーション内装補修工事

図 面 目 録			
	表紙 図面目録	A - 6	展 開 図 1
A - 1	特 記 仕 様 書 1	A - 7	展 開 図 2
A - 2	特 記 仕 様 書 2	A - 8	展 開 図 3
A - 3	配置図 付近見取図	A - 9	展 開 図 4
A - 4	内 部 仕 上 表	A - 10	建具リスト・部分詳細図
A - 5	平 面 図		

Ⅰ. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	サイクルステーション内装補修工事	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合に	は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」揭示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。、	
Ⅱ. 建築工事仕様書		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項					
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ③建築工事標準詳細図(令和4年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ◎本工事のうち電気工事等について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験 を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書（令和4年版）等 ◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で、撤去移設をようする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書揭示および投函などにより、適切に周知すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		5. 施工調査	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。	
				6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
				7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
				8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は担当課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

2章 仮設工事		3章 木工事																																																		
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																	
9. 技能士の適用	◎本工事の施行にあたっては、 各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。																																																	
10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に点検を行うこと。 ◎内部足場(種類： 脚立足場) ◎仮囲い(仕様：亜鉛引き鉄板 , H= 1800 ,) 監督員指示仕様による。 ◎ゲート(有 ・ 無、仕様：) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させると安全管理も実施すること。																																																	
11. 工事検査及び技術検査	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。 ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。																																																	
12. 完成図等	◎提出書類 ・竣工図(製本 A3版 3部とする。) ・工事写真(写真帳2部(着事前 ・ 工事中 ・ 竣工)、電子データ1部) ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料。 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をOD-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、 資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ※提出部数は指示部数とする。 ◎工事完成撮影は、専門家に(による ・ よらない)ものとする。 ◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、 請負業者が行うものとし費用(完了検査手数料等)については工事請負者の負担とする。	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：) ◎仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。 監督員指示仕様による。 ◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) ・ 設けない) ◎既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償) ◎同用地は、(図示の場所に ・ 用意していない)ので業者にて)設けること。 ◎工事実施中、本施設内は使用する。 施設利用者が安全に使用できるよう配慮すること。 看板等にて実施工事の案内、周知を行う。 パライ等にて作業区画の分離等、監督員と協議の上作業実施のこと。																																									
区 分	サ イ ズ																																																			
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																			
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																			
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																			
13. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。 ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。	5. 監督員事務所																																																		
2章 仮設工事		6. 工事用水、電力等																																																		
		7. 工事車両用駐車場 資材置場																																																		
		8. 本工事中の施設の使用																																																		
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																	
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 工事実施にあたり、既存の敷地境界等の標識、杭 の保全に留意すること。	◎工事現場搬入時の含水率は(A)・B)種とする。 ・樹種及び等級 <table><tr><th></th><th>施工箇所</th><th>樹 種</th><th>材料の等級</th><th>形 状</th><th>表面の仕上他</th><th>含水率</th><th>備 考</th></tr><tr><td>下 地 材</td><td>下地</td><td>杉(KD)</td><td>特1等</td><td>図示</td><td>――</td><td>15%以下</td><td></td></tr><tr><td>造 作 材</td><td>腰壁廻見切り材、</td><td>類 杉(KD)</td><td>特1等</td><td>〃</td><td>見え掛り面上小節</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎木材の断面の表示は、構造材及び下地材はひき立て寸法、造作材は仕上がり寸法を示す。 ◎製材は、一般建築用材とし、規格は「日本農林規格」同等品とする。 ◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の床張り合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎合板 <table><tr><th>施工箇所</th><th>厚さ(mm)</th><th>材料</th><th>板面の品質</th><th>備考</th></tr><tr><td>腰壁</td><td>素地 t 9</td><td>OSB合板</td><td>ダグ-掛け仕上げ</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> OSB合板 配向性ストランドボード J A S 認定構造用パネルの加工品 (F☆☆☆☆)相当、確認品 パネル木質柄、仕様、取付け仕様等、協議要		施工箇所	樹 種	材料の等級	形 状	表面の仕上他	含水率	備 考	下 地 材	下地	杉(KD)	特1等	図示	――	15%以下		造 作 材	腰壁廻見切り材、	類 杉(KD)	特1等	〃	見え掛り面上小節	〃										施工箇所	厚さ(mm)	材料	板面の品質	備考	腰壁	素地 t 9	OSB合板	ダグ-掛け仕上げ							2. 製材		
	施工箇所	樹 種	材料の等級	形 状	表面の仕上他	含水率	備 考																																													
下 地 材	下地	杉(KD)	特1等	図示	――	15%以下																																														
造 作 材	腰壁廻見切り材、	類 杉(KD)	特1等	〃	見え掛り面上小節	〃																																														
施工箇所	厚さ(mm)	材料	板面の品質	備考																																																
腰壁	素地 t 9	OSB合板	ダグ-掛け仕上げ																																																	
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。	3. 合板等																																																		
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	4. 諸金物・工法																																																		

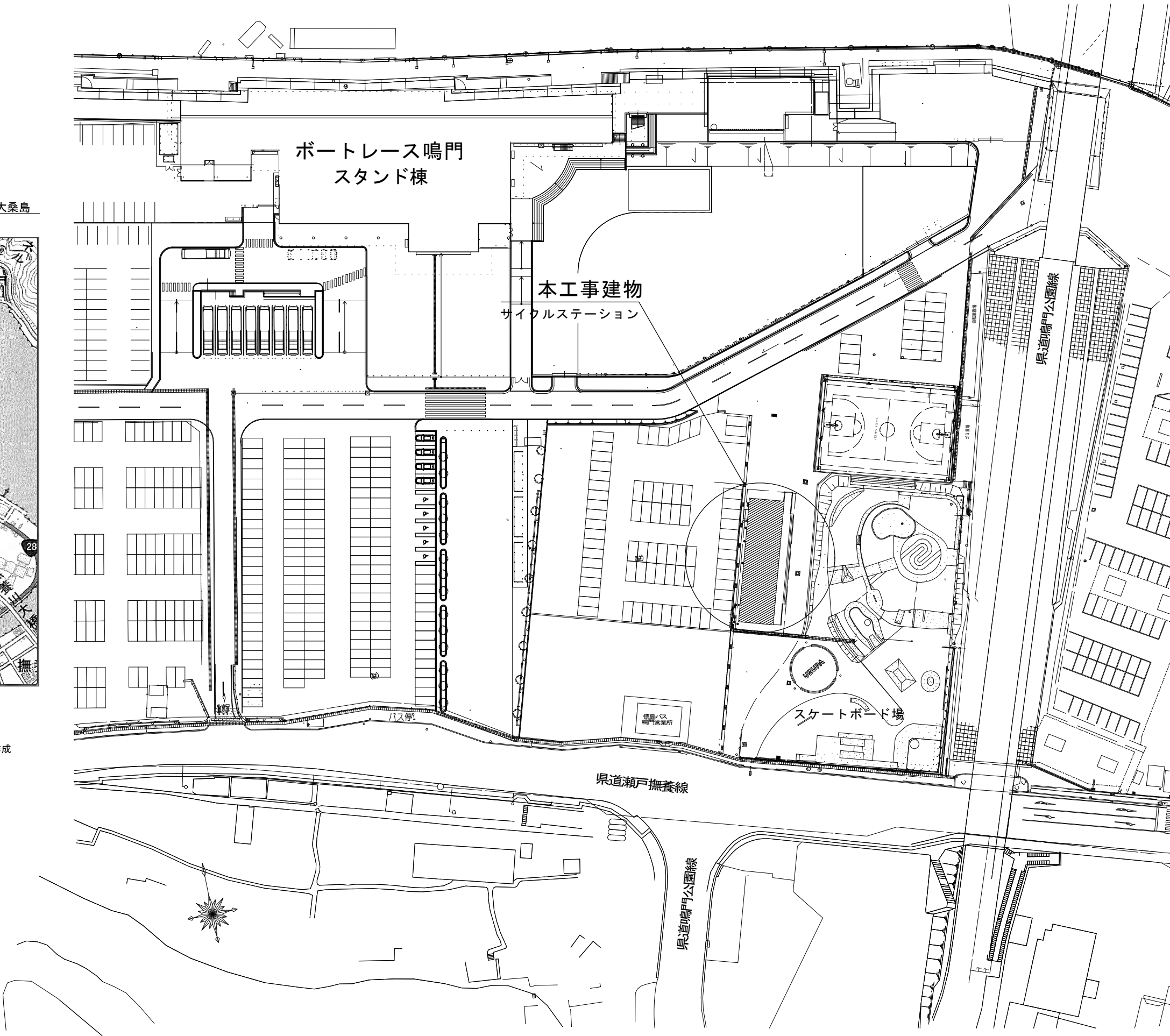
項 目	特 記 事 項																								
5. 接着剤	◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																								
4章 塗装工事	特 記 事 項																								
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>素地ごしらえ</th><th>備 考</th></tr><tr><td>木部</td><td>B種</td><td>B種</td><td>サリダール程度</td></tr></table> パカ標準仕様 可 着色仕様	区 分	種 別	素地ごしらえ	備 考	木部	B種	B種	サリダール程度																
区 分	種 別	素地ごしらえ	備 考																						
木部	B種	B種	サリダール程度																						
5章 内装工事	特 記 事 項																								
1. 仕上げ材	<table><tr><th>施工箇所</th><th>材種・規格品</th><th>工法</th><th>厚さ(mm)</th><th>不燃材等の区分</th><th>備 考</th></tr><tr><td>壁</td><td>ビニル紙</td><td>工程B種</td><td></td><td></td><td>PB下地貼替え</td></tr><tr><td>廊下 等</td><td>ビニル床タイル</td><td></td><td>2.0</td><td>準不燃</td><td>KT一般床</td></tr><tr><td>休息スペース床</td><td>タイルベットの</td><td></td><td>6.5</td><td></td><td>1種L-ブレイク 500角</td></tr></table> ◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	施工箇所	材種・規格品	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	備 考	壁	ビニル紙	工程B種			PB下地貼替え	廊下 等	ビニル床タイル		2.0	準不燃	KT一般床	休息スペース床	タイルベットの		6.5		1種L-ブレイク 500角
施工箇所	材種・規格品	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	備 考																				
壁	ビニル紙	工程B種			PB下地貼替え																				
廊下 等	ビニル床タイル		2.0	準不燃	KT一般床																				
休息スペース床	タイルベットの		6.5		1種L-ブレイク 500角																				
2. 接着剤																									
6章 ユニット及、その他工事	特 記 事 項																								
1. 建具用金物類 キャブレート	◎建具改修は既存建具の状態を確認し、実施仕様を施設管理者、監督員と協議すること。 パネルサイズ、パネル仕様、取付け仕様 等																								
2. 家具類	◎参考品番図参照 同等品以上可 下記製品を標準とし、 設置製品は、施設管理者、監督員と協議すること。 玄関ホール ソファー・テーブル オカムラ テーブルφ1200 87BAFU/BU 1個 天板 メラミン ソファー φ600 MS36MS-FNX 1個 φ900 MS36ML-FNX 1個 φ1200 MS36MX-FNX 1個 イス L425MK-FK 2脚																								
3. 框	◎既存既存木製床張りの状態を確認し、実施仕様を監督員と協議すること。 框高さを既存状態により決定 ◎参考品番図参照 同等品以上可 木製框 合板下地木単板ブラッシュ強化材貼框(WPC加工) ダイケン YPZ23 105*165*t12.5																								



付近見取図

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」（国土地理院）をもとにM. T. S. プラン作成

申請地：鳴門市撫養町大桑島



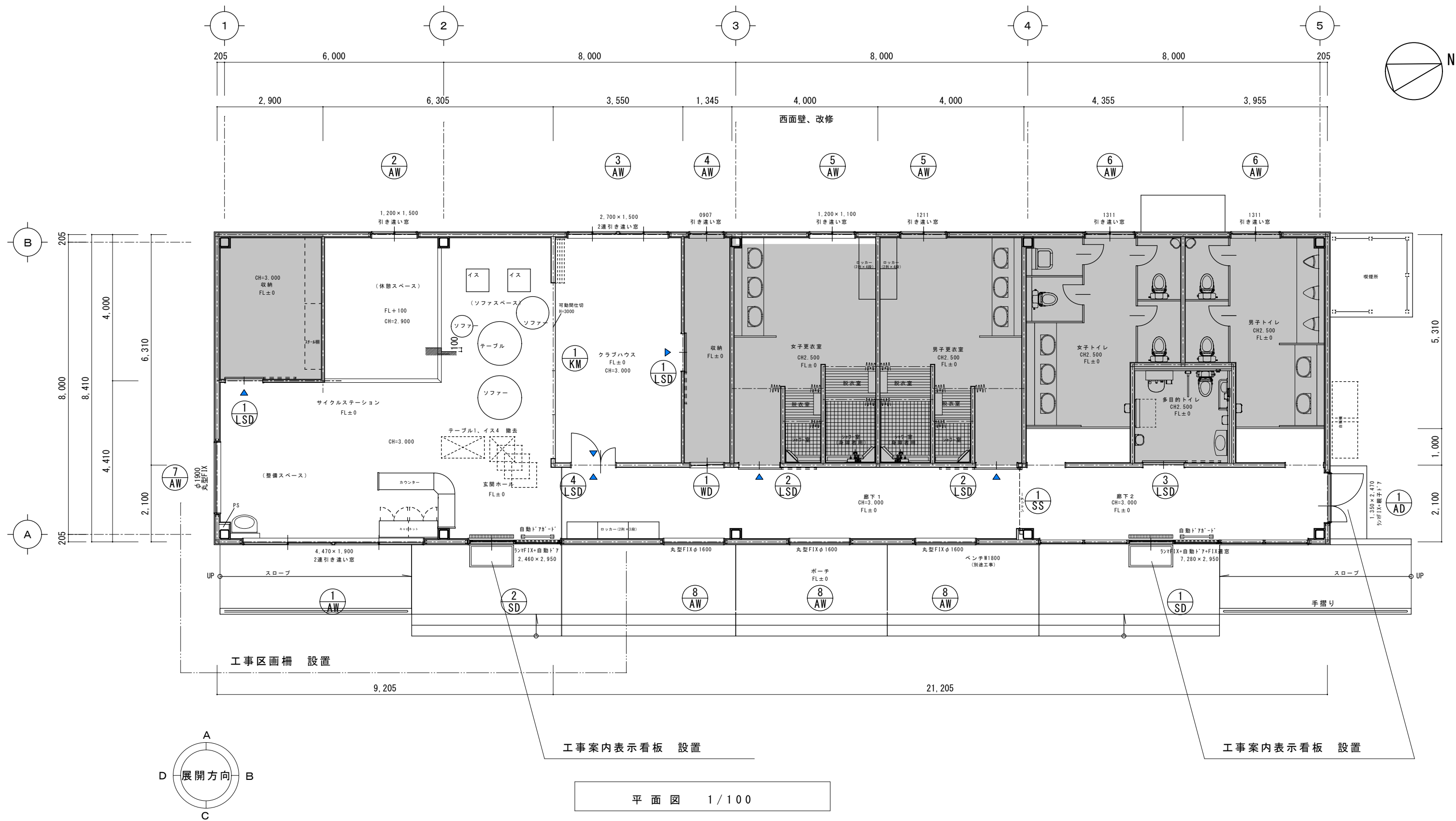
内 部 仕 上 （改修）							
壁仕上げ材改修に伴い、コンセントPL等、撤去、仕上厚さ調整の上 再取付けを行うこと。（新金ＰＬ）				認定番号・ビニールクロス貼：ＱＭ－９４１２			
室 名	床	巾木	腰壁	壁	廻縁	天井高	備 考
玄関ホール	モルタル金コテ仕上 既存のまま 美装	塩ビ製巾木 既存撤去 貼替えH60 腰壁木製見切りH45 WP塗	（P.B t=12.5下地）損傷部補修 構造用合板張 t12下地、OSBサリフ掛合板張、WP塗	（P.B t=12.5下地）下地調整 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆) 張り替え	既存流用 塩ビ製	3,000	各室、天井は既存のまま
廊下	（モルタル下地） Pタイル張り F(☆☆☆☆) 張り替え	” ”	” ”	” ”	”	3,000	男子・女子トイレ床 Pタイル張り F(☆☆☆☆)部分は 張り替え
サイクルステーション ソファスペース 整備スペース	モルタル金コテ仕上 既存のまま 美装	” ”	” ”	（P.B t=12.5下地）下地調整 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆) 張り替え （一部 手洗配管パツク、耐水PB t=12.5下地） メラミン不燃化粧板 t=3 既存のまま	”	3,000	ソファەر4台、テーブル1台 既存処分 イス2脚、ソファەر3台、テーブル1台 新設
（休憩スペース）	（既存 t=28下地） 損傷部補修、 構造用合板 t12下地カーペット敷 張り替え	雑巾張り H20 WP塗	” ”	（P.B t=12.5下地）下地調整 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆) 張り替え	”	2,900	木製框 現況H=100下地 框105*165* t12.5加工取付 合板下地木単板フラスチック強化材貼框（WPC加工）
クラブハウス	（モルタル下地） 既存撤去 Pタイル張り F(☆☆☆☆) 張り替え	塩ビ製巾木 既存撤去 貼替えH60 腰壁木製見切りH45 WP塗	” ”	” ”	”	3,000	
女子更衣室	Pタイル張り F(☆☆☆☆) 既存のまま 美装	塩ビ製巾木 H=100 既存のまま 美装 西側のみ改修 既存撤去 貼替え60木製見切WP	西側壁 （P.B t=12.5下地）損傷部補修 構造用合板張 t12下地、OSBサリフ掛合板張、WP塗	西側壁 （P.B t=12.5下地）下地調整 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆) 張り替え	”	2,500	損傷面、部分改修

内 部 仕 上 （ 現 況 ）										
室 名	床		巾木	壁		天井		廻縁	天井高	備 考
	構造下地	仕上		構造下地	仕上	構造下地	仕上			
玄関ホール	R C	モルタル金コテ仕上	塩ビ製巾木 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	3, 000	
廊下	R C	モルタル下地 タイル張り F(☆☆☆☆)	〃 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	3, 000	
サイクルステーション ソファスペース 整備スペース	R C	モルタル金コテ仕上	〃 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆) 一部 手洗配管ハック、耐水PB t=12. 5下地 メラミン不燃化粧板 t=3	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	3, 000	
（休憩スペース）	W	構造用合板 t=28下地 カーペット敷	化粧巾木 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	2, 900	
クラブハウス	R C	モルタル下地 タイル張り F(☆☆☆☆)	塩ビ製巾木 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	3, 000	移動間仕切H=3000
収納	R C	モルタル金コテ仕上	塩ビ製巾木 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	2, 500	
男子・女子更衣室	R C	モルタル下地 タイル張り F(☆☆☆☆)	塩ビ製巾木 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	2, 500	カーテンレール SUS床見切、手洗いかンター 耐水カーテン
脱衣室	R C	モルタル下地 床すのこ敷 t=50 「杉田エースフローテスCWF2」程度	塩ビ製巾木 H=100	L G S	P. B t=12. 5下地 ビニールクロス貼 F(☆☆☆☆)	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	2, 500	グレーチングタイプ t=50 床見切 SUS304 t=2. 0 耐水カーテン
シャワー室（身障者用共）	R C	モルタル下地 磁器質100角 床タイル張（ノンスリップ） アスファルト防水熱工法（立ち上がり共）	（同左）	L G S	耐水PB t=12. 5下地 陶器質100角 壁タイル張（接着張）	L G S	パズリフ天井	アルミ製	2, 500	コインシャワー「タニモトTP-63MADL、TP-93MADL-S」 床、壁見切 SUS304 t=2. 0 耐水カーテン
男子・女子トイレ	R C	モルタル下地 磁器質100角 床タイル張（ノンスリップ） アスファルト防水熱工法（立ち上がり共）	（同左）	L G S	耐水PB t=12. 5下地 メラミン不燃化粧板 t=3	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	2, 500	SUS床見切、手洗いかンター トイレブース、汚垂石（男子トイレ）
多目的トイレ	R C	モルタル下地 磁器質100角 床タイル張（ノンスリップ） アスファルト防水熱工法（立ち上がり共）	（同左）	L G S	耐水PB t=12. 5下地 メラミン不燃化粧板 t=3	L G S	化粧P. B t=9. 5	塩ビ製	2, 500	SUS床見切、手洗い

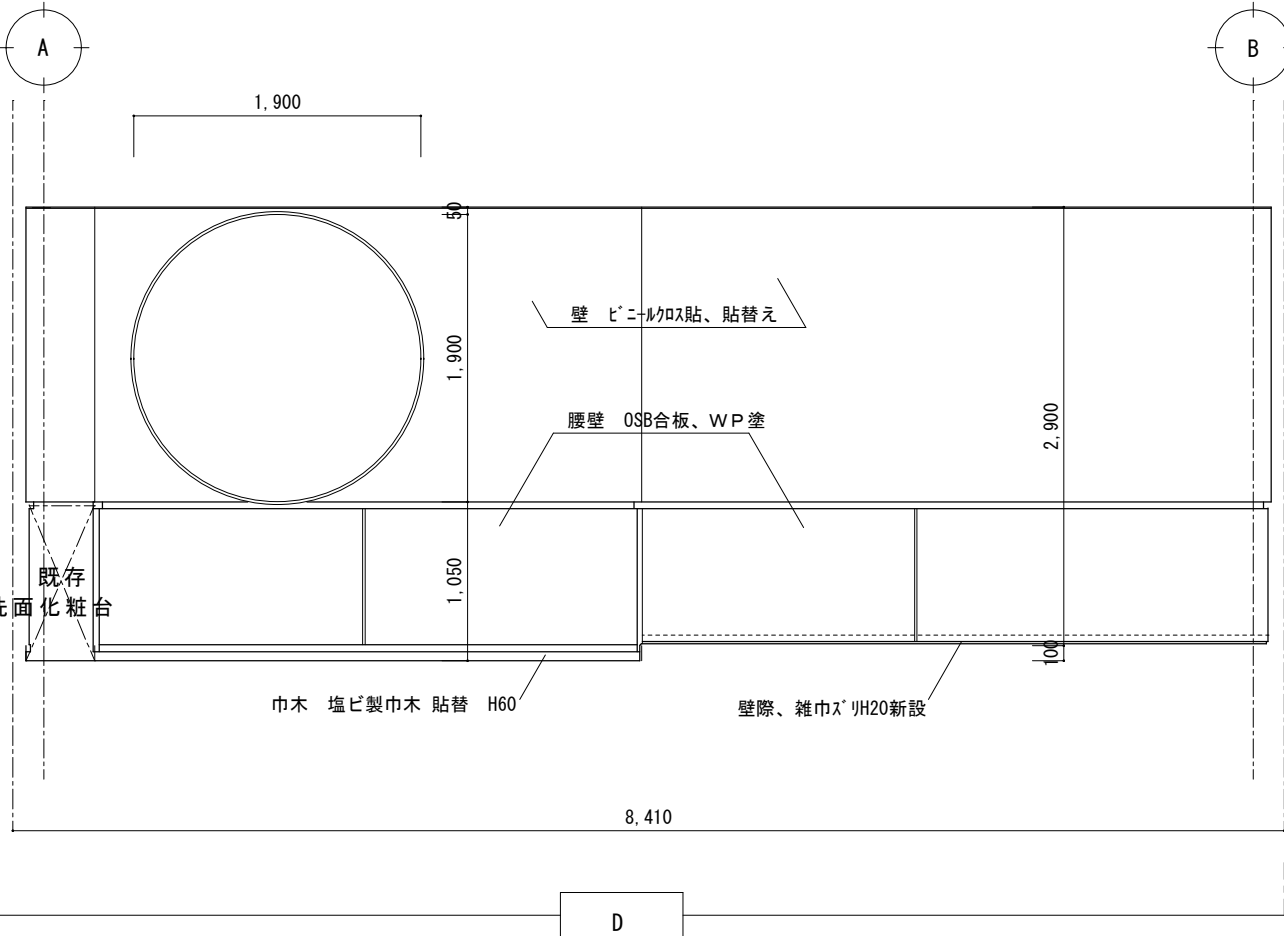
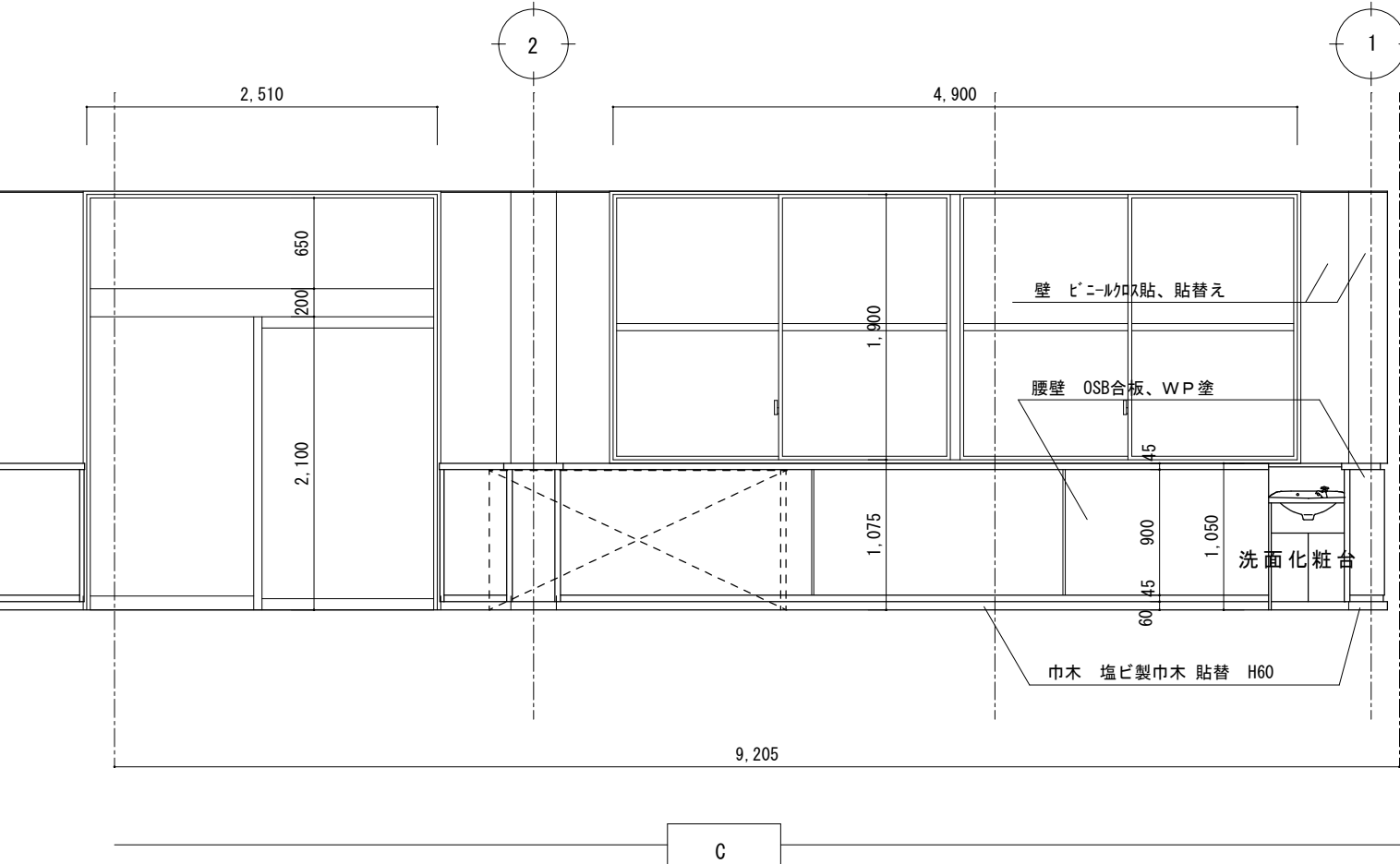
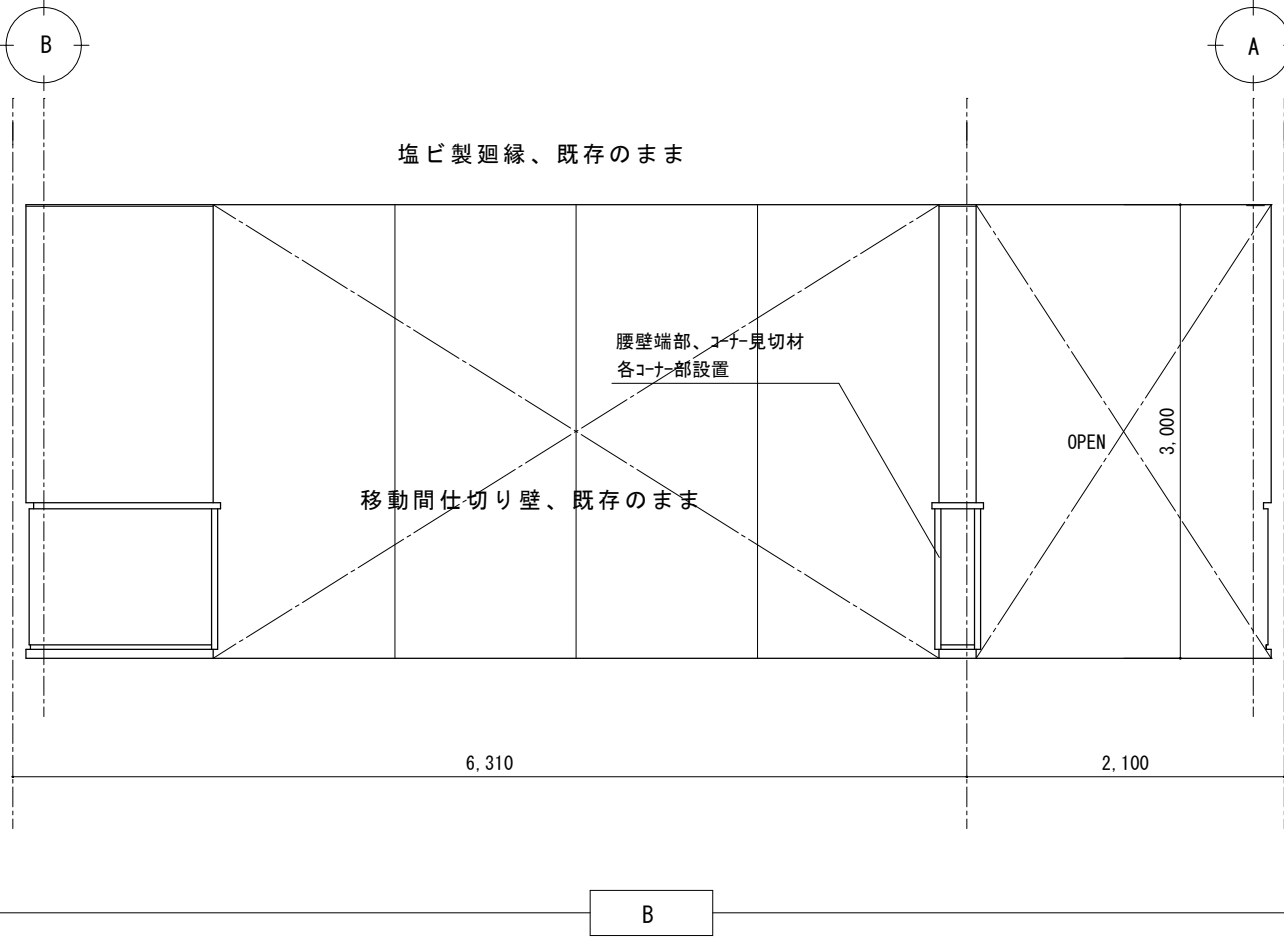
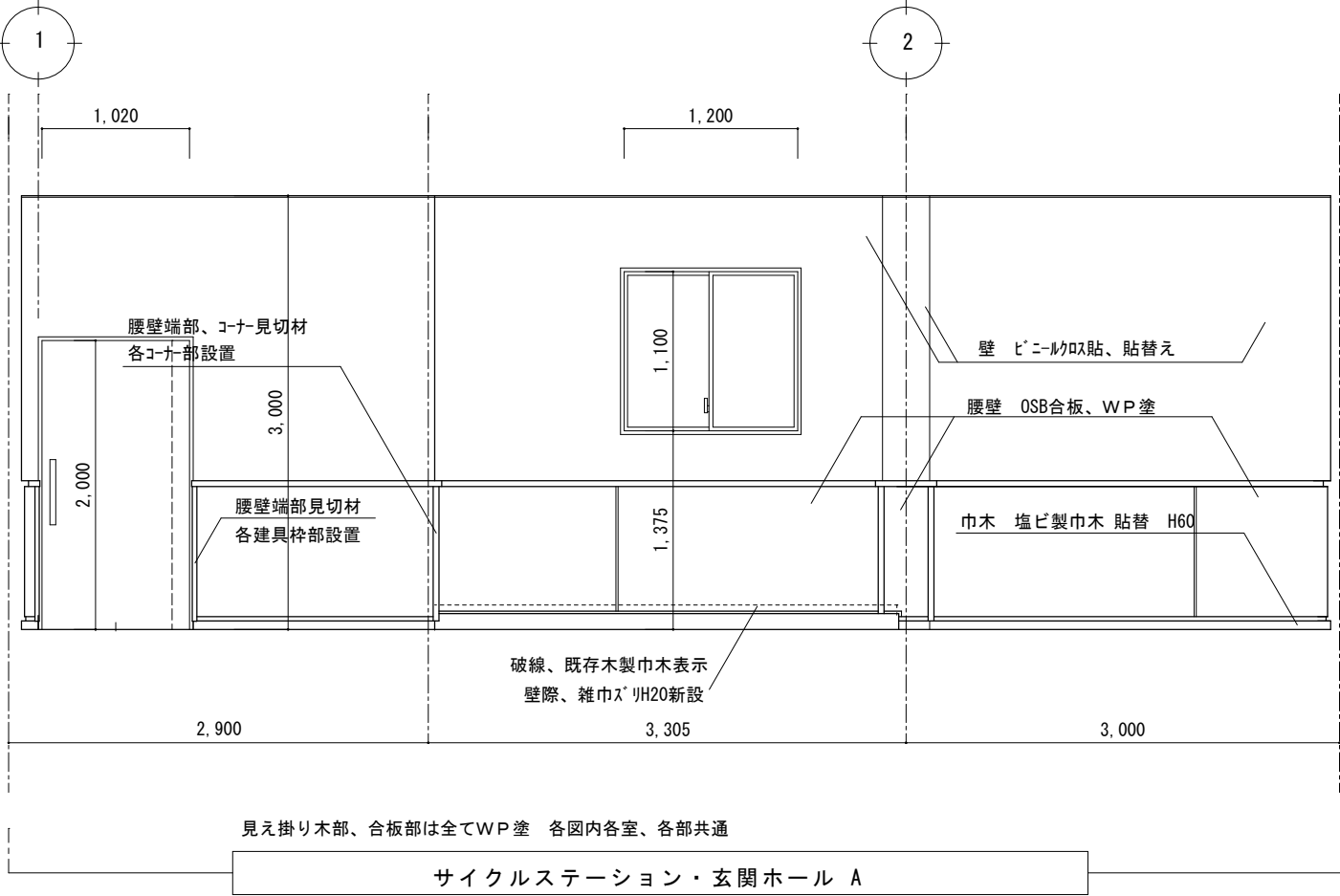
＜認定番号＞

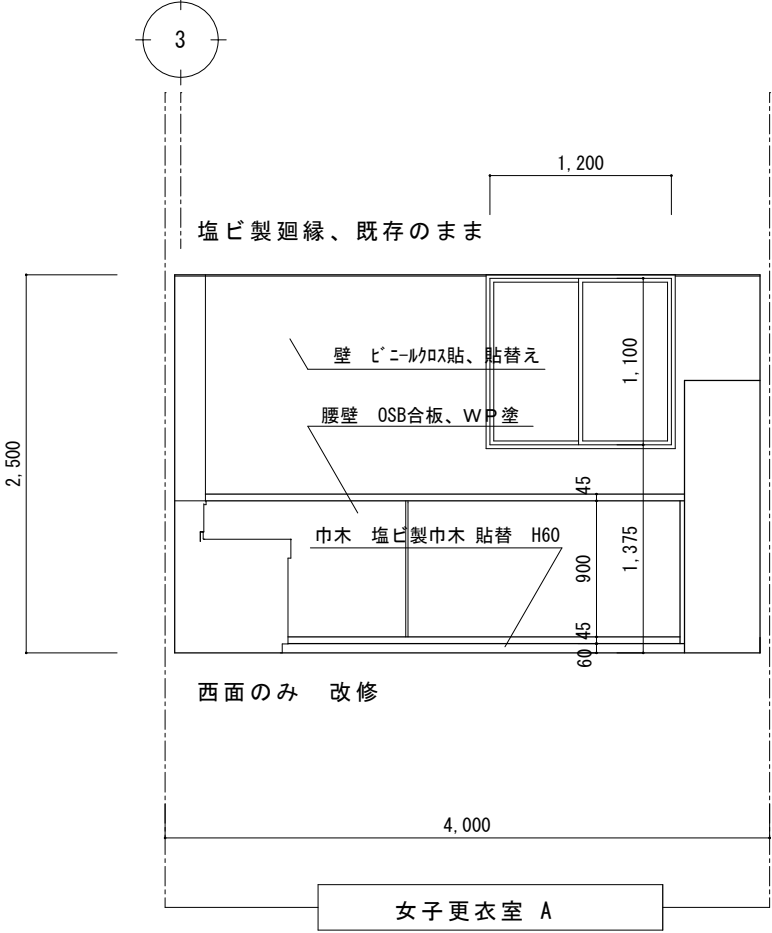
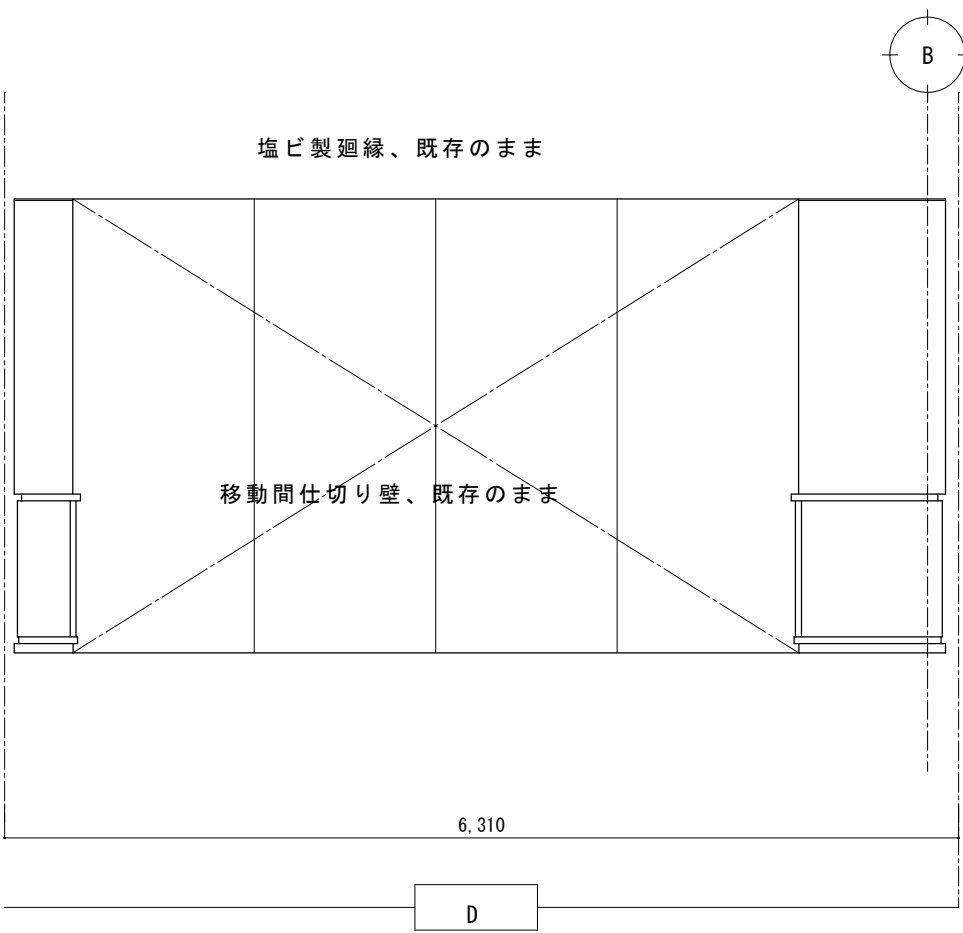
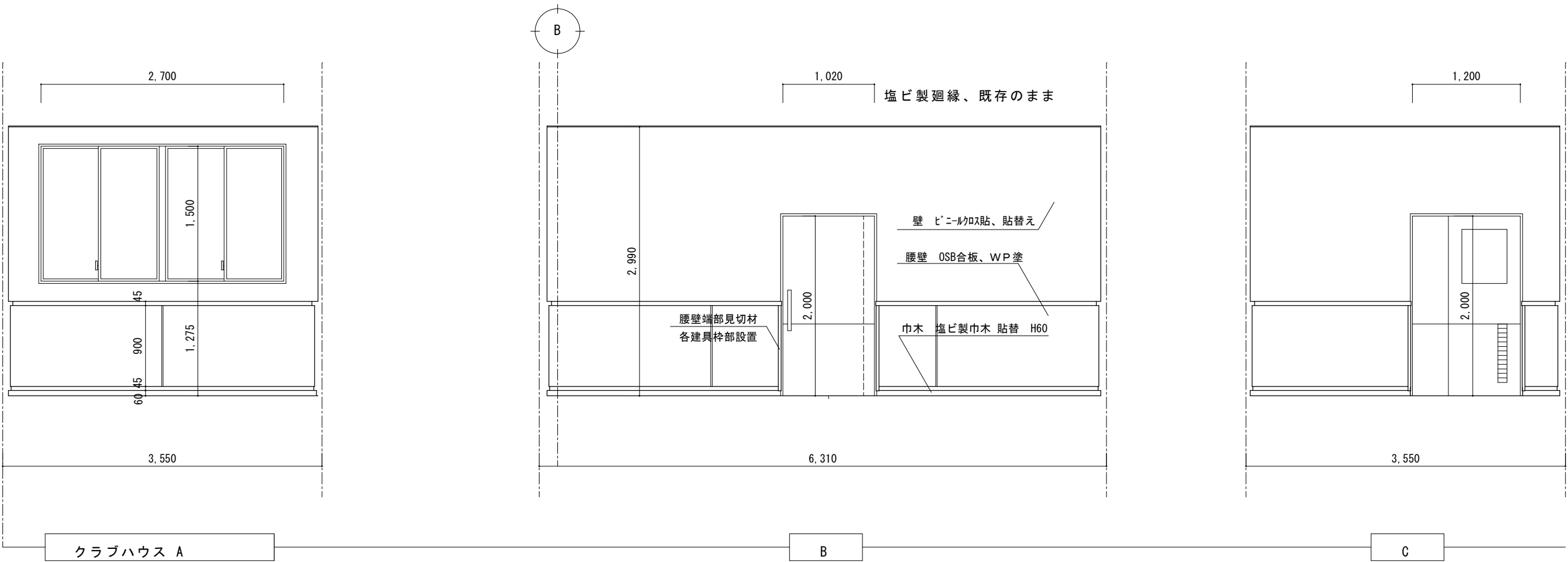
- ・けい酸カルシウム板：NM-8578・石膏P.B t=12.5：NM-8619化粧石膏P.B t=9.5：QM-0524
- ・化粧けい酸カルシウム板：NM-4222石膏P.B t=9.5：QM-9828・メラミン不燃化粧板 t=3：NM-2183
- ・耐水PB t=12.5：QM-9826
- ・ビニールクロス貼：QM-9412

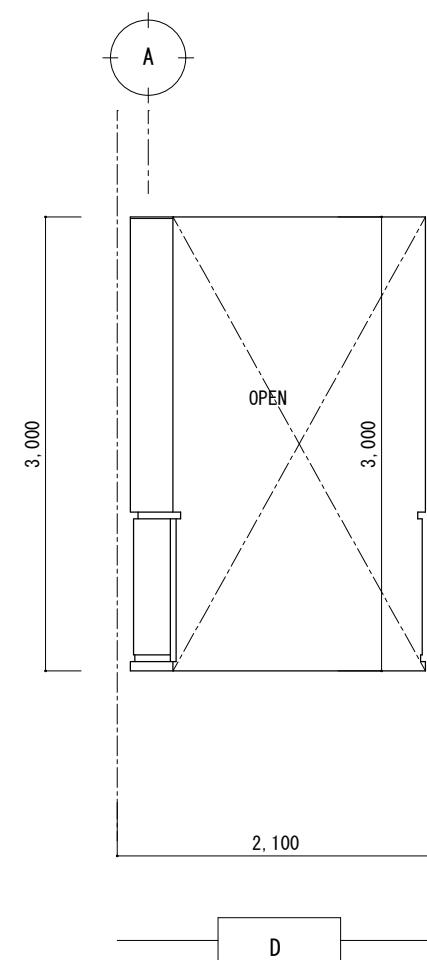
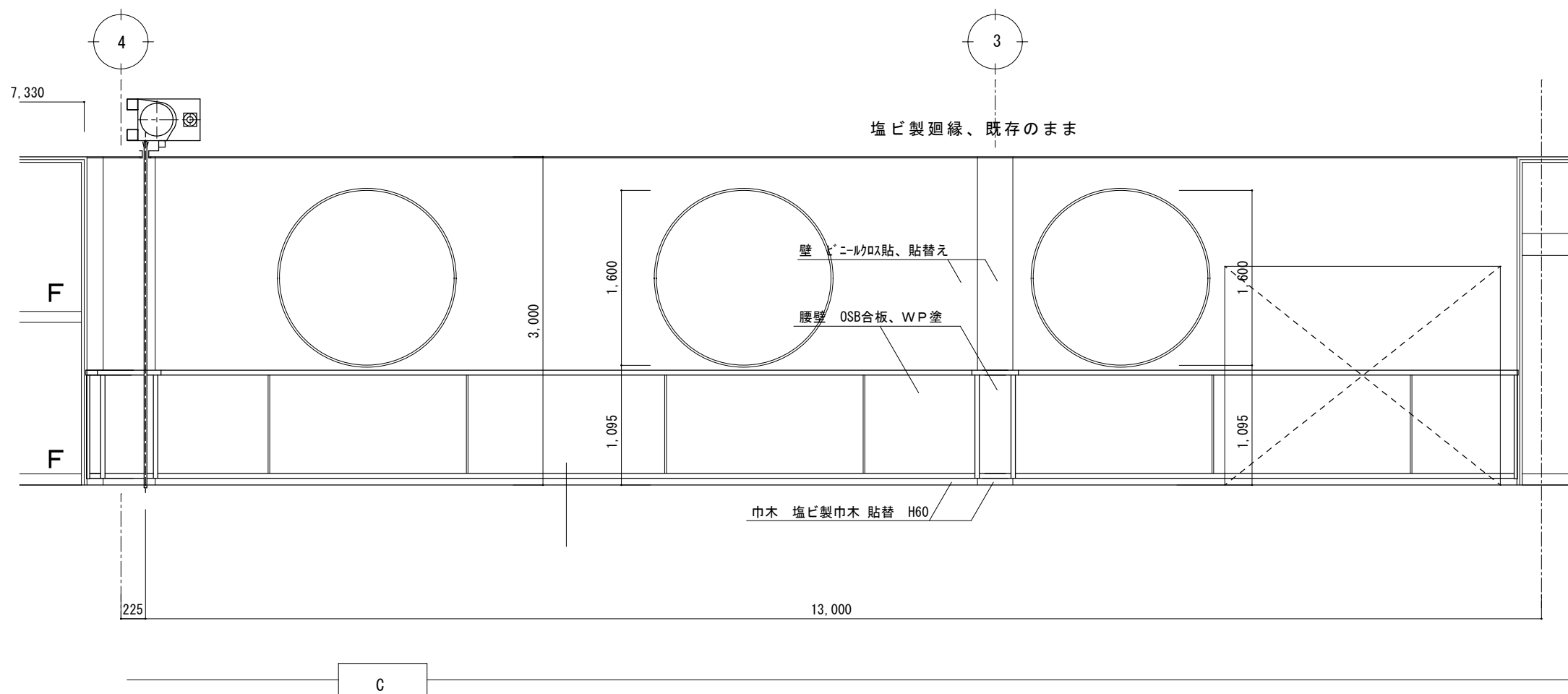
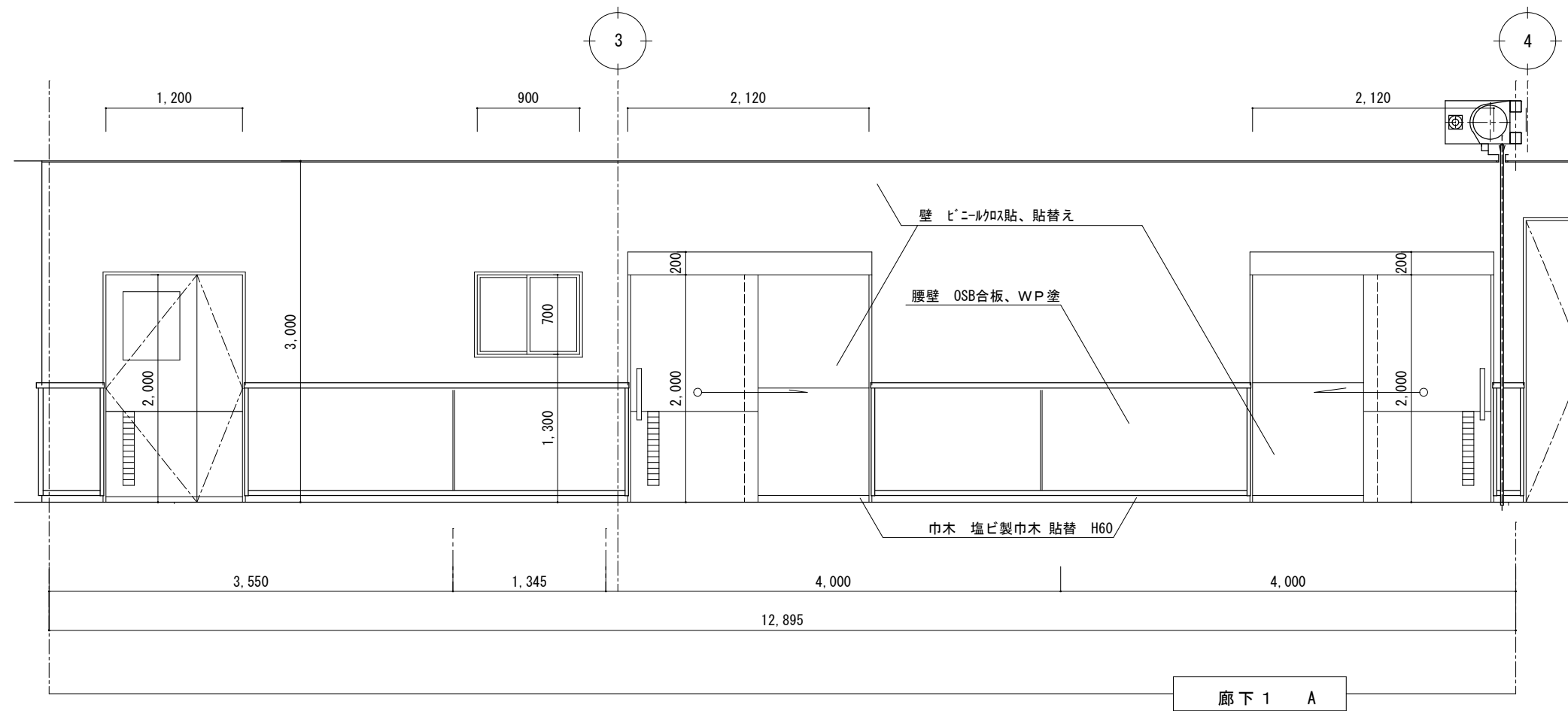
鳴門市企業局ボートレース事業課	工 事 名	サイクルステーション内装補修工事	縮 尺 1/100	-----	M.T.S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A - 4
	図 面 名	仕 上 げ 表	年.月.日 R5	-----		



鳴門市企業局ボートレース事業課	工事名	サイクルステーション内装補修工事	縮尺	1/100	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-5
	図面名	平面図	年月日	R5		







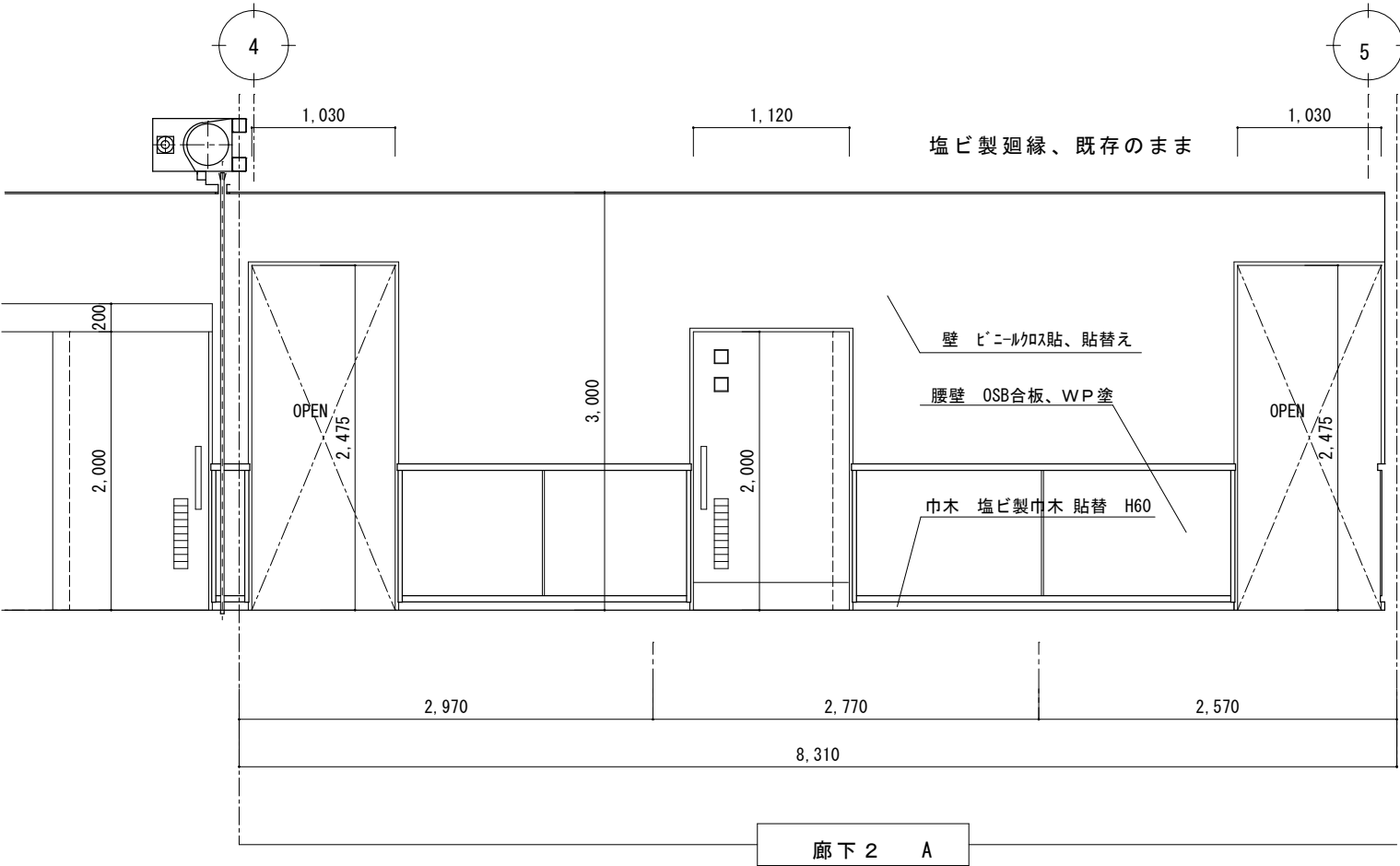
鳴門市企業局ボートレース事業課

工 事 名	サイクルステーション内装補修工事
図 面 名	展 開 図 3

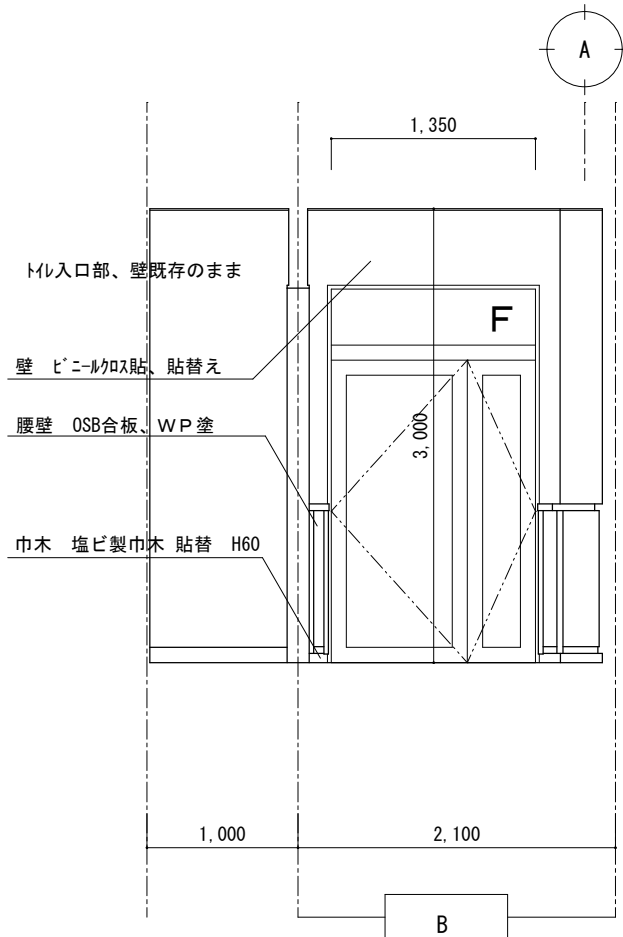
縮 尺	—
年、月、日	R5

M. T. S. プラン
徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832
1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号

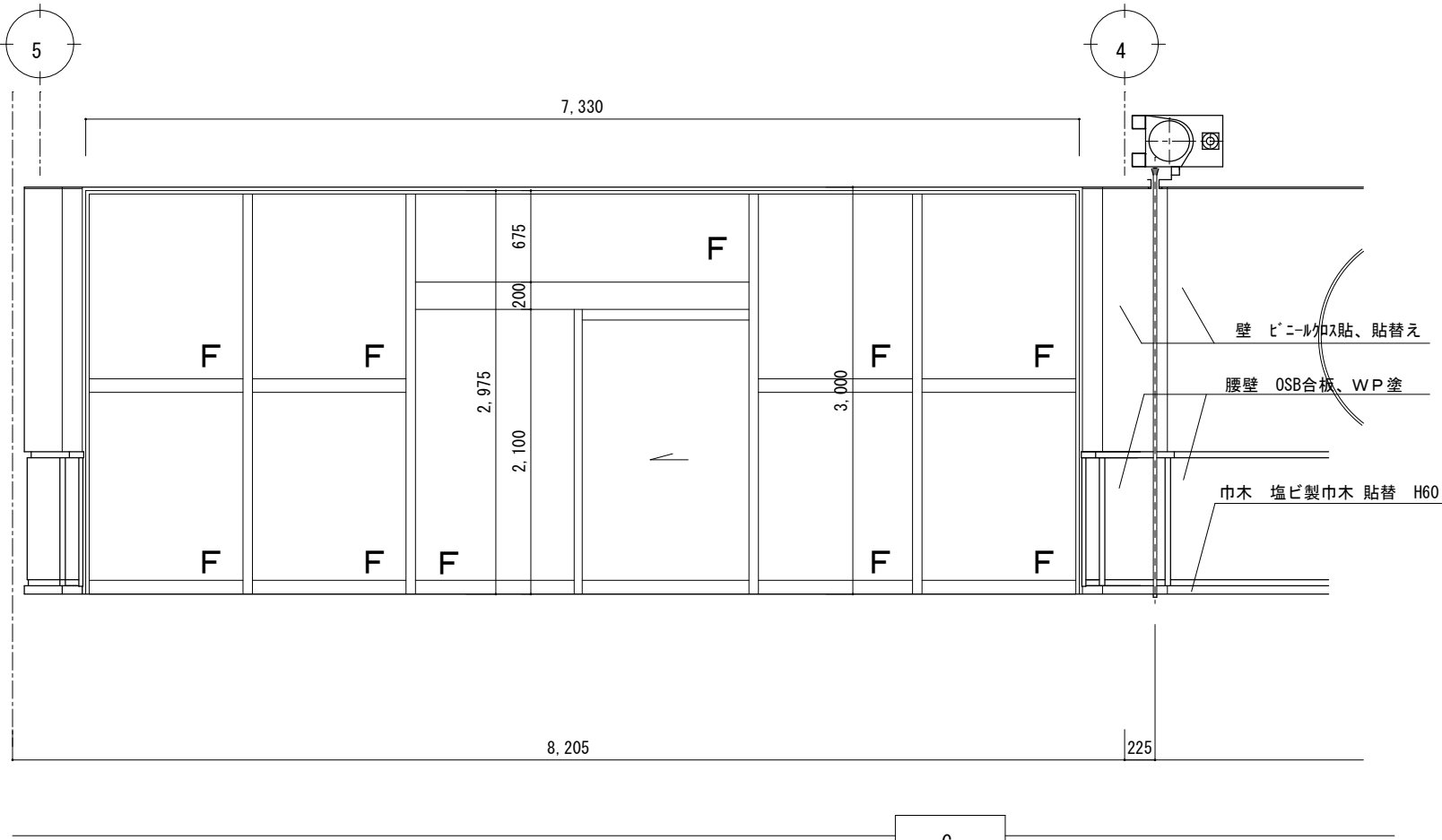
図面 No.
A - 8



廊下 2 A



B



C

鳴門市企業局ボートレース事業課	工 事 名	サイクルステーション内装補修工事	縮 尺		M.T.S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-9
	図 面 名	展 開 図 4	年 月 日 R5			

